

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成27年 3月 2日

海田町長 山 岡 寛 次

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ニトリ広島海田店

(2) 所在地

広島県安芸郡海田町曾田2番49号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日・理由
(仮称)ニトリ広島海田店	ニトリ広島海田店	平成23年9月22日
広島県安芸郡海田町曾田 5430番1外	広島県安芸郡海田町曾田 2番49号	名称及び住所が確定したため

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地

変更前	変更後	変更年月日・理由
札幌市手稲区新発寒六条 一丁目5番80号	札幌市北区新琴似七条一 丁目2番39号	平成24年10月1日 本店移転のため

3 届出年月日

平成27年2月26日

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年3月2日から平成27年7月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部企画課 安芸郡海田町上市14番18号

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成27年7月2日

(2) 提出先

海田町役場企画部企画課